

年金機構けんぽからのお知らせ(第 487 号)6. 1. 4

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆様へ

[新潟県・富山県・石川県・福井県の一部市町村に

災害救助法が適用](令和 6 年 1 月 1 日現在)

この度の災害により被害を受けられた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府より以下の市町村に対し災害救助法の適用が決定されたことを受け、適用対象市町村における当健保組合の健康保険に関する取扱いについてお知らせいたします。

【災害救助法の適用対象市町村】（令和 6 年 1 月 1 日現在）

- 新潟県 新潟市・長岡市・三条市・柏崎市・加茂市・見附市・燕市・糸魚川市・妙高市・五泉市・上越市・佐渡市・南魚沼市・三島郡出雲崎町
- 富山県 富山市・高岡市・氷見市・滑川市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・中新川郡舟橋村・中新川郡上市町・中新川郡立山町・下新川郡朝日町
- 石川県 金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・羽咋市・かほく市・白山市・能美市・河北郡津幡町・河北郡内灘町・羽咋郡志賀町・羽咋郡宝達志水町・鹿島郡中能登町・鳳珠郡穴水町・鳳珠郡能登町
- 福井県 福井市・あわら市・坂井市

※なお、今後、適用対象市町村に該当した場合は、順次、同様の取扱いといたしますので、内閣府ホームページ等のご確認をお願いいたします。

1 健康保険被保険者証の取扱いについて

- (1) 被保険者証を紛失または所持せずに避難された場合、医療機関等の窓口で以下の事項を申し出ることにより、受診できます。
 - i 氏名
 - ii 生年月日
 - iii 連絡先（電話番号等）
 - iv 事業所名（日本年金機構）
- (2) 被保険者証を紛失された場合は、「健康保険 被保険者証 再交付申請書」により申請してください。
「再交付の理由」欄には、「令和 6 年能登半島地震」と記入してください。

2 一部負担金等の免除の対象となる方

この度の災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者の方であって、次のいずれかの申立てをした方。

- i 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ii 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- iii 主たる生計維持者の行方が不明である旨

3 一部負担金等の免除期限

令和6年6月30日

4 免除証明書の発行

一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関等の窓口に被保険者証とともに一部負担金等にかかる免除証明書を提示する必要があります。

「健康保険一部負担金等免除申請書（様式1）」を記入し、申請書に被災状況が確認できる書類（り災証明書等）を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

5 一部負担金等の還付

一部負担金等の免除対象となる方が、既に医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合は、一部負担金等の還付を受けることができます。

「健康保険一部負担金等還付申請書（様式2）」を記入し、還付を受けようとする一部負担金等の領収書（原本）を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

※上記4・5ともに、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージ、はり灸などは、対象となりませんのでご注意ください。

6 任意継続被保険者保険料の納付期限延長

一部負担金等の免除の対象となる方で、納付期限の延長を希望される場合は、申出（文書または電話）により、被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。

また、免除の基準に満たない場合であっても被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。

【お問い合わせ先】

日本年金機構健康保険組合 業務課
一部負担金について 日野・鈴木
任意継続保険料について 山田・鈴木
〒102-8548
東京都千代田区三番町 22
電話：03-5216-3223